

## 佐久市産業立地応援プラン2016における新たな取り組み

## 1 サテライトオフィス設置支援事業補助金の創設

市内の空き家、空き店舗を「サテライトオフィス」として有効活用いただき、これらの利用を通じて若者の移住により交流人口を増加させ、将来的な企業進出のきっかけとするため、サテライトオフィス設置支援事業を実施します。

記

- 1 内 容 空き家、空き店舗等の賃借料の補助（3年を限度）  
空き家、空き店舗等の改修費の補助（1回限り）
- 2 対 象
- (1) 対象者 市内の空き家、空き店舗（工場などの空き室を含む。）などの利用されていない施設等を活用し、新たに事業所、機器設置施設・場所（サーバールーム等）を新設し、継続的に3年以上の事業を行う者。事業拠点（サテライトオフィス）として利用する市外からの事業者を対象とする。
- (2) 対象業種 情報サービス業及びコールセンター業（顧客からの電話等を受けて、各種問い合わせ、支援要請、苦情への対応などを行うインバウンド業務に限る。）
- (3) 認定要件
- ・市内の空き家、空き店舗などを3年以上賃借し、従業員による利用を行うこと
  - ・新規常用雇用者は、市内に住所を有し、その総数は5人以上であること
  - ・3年間は、規定以上の雇用者数を維持すること
- (4) 対象経費
- ①賃借料
- ・空き家、空き店舗などを事業所、機器設置施設・場所として利用する場合の賃借料。事業スペースと生活スペースがひとつの建物に混在するときは、専ら生活の用に供する部分は補助対象外とする。
- ②建物改修費
- ・空き家、空き店舗などを事業所、機器設置施設・場所として利用する場合に必要な建物改修費（建物内の撤去・清掃・リフォーム等経費）。トイレ、給湯、洗面等の事業活動に付帯して必要な設備も含む（備品は除く）。
  - ・事業スペースと生活スペースがひとつの建物に混在するときは、専ら生活の用に供する部分は補助対象外とする。
- (5) 補助額
- ①賃借料
- ・補助対象経費の50%以内（敷金・礼金・共益費その他これらに類する諸経費は除く）
  - ・補助限度額 1ヶ月当たり15万円
  - ・補助期間 操業開始から36か月を限度とする。【最大540万円】
- ②建物改修費
- ・補助対象経費の50%以内
  - ・補助限度額 1件当たり150万円
  - ・補助回数 1回限り